

正当な理由の範囲

- 1 通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
- 2 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- 3 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- 4 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
- 5 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業所に集中していると認められる場合

(例)

【訪問介護】

特定事業所加算を算定している事業所がある場合にその事業所の利用者を除外して計算すると80%以下となる場合

【訪問看護】

看護体制加算を算定している事業所がある場合にその事業所の利用者を除外して計算すると80%以下となる場合

【訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護】

サービス提供体制強化加算を算定している事業所がある場合にその事業所の利用者を除外して計算すると80%以下となる場合

【通所介護】

介護予防通所介護事業所で事業所評価加算を算定している事業所がある場合にその事業所の利用者を除外して計算すると80%以下となる場合

- 6 その他正当な理由と旭川市長が認めた場合

(1) 旭川市及び地域包括支援センターから困難事例又は緊急時対応として紹介された利用者であり、この利用者を除くと80%以下になる場合

- (2) 災害の被災者を受け入れており、これを除くと80%以下になる場合
- (3) 既存の利用者が入院等したことにより、一時的に特定の事業所に集中し80%を超過した場合
- (4) 他の居宅介護支援事業所が廃止となり、その利用者を引き継いだことにより、一時的に特定の事業所に集中し80%を超過した場合
- (5) その他やむを得ない事情がある場合